

宮城県弓道連盟会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、宮城県弓道連盟という。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を会長の指定した場所におく。

(目的)

第3条 この会は、日本古来の武道を根幹とする弓道の普及、振興により、国民体位の向上と、人格徳操の修行に資するとともに、会員相互の提携、親睦をはかり、もって道義的文化社会の進展、建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及、振興に関する事業
- (2) 弓道大会の開催
- (3) 段位及び級位の審査
- (4) 研修会及び講習会等の開催
- (5) 調査、研究並びに図書、資料等の整備
- (6) その他、この会の目的を達成するために必要な事業

第2章 加盟団体

(組織)

第5条 この会は、県内の次の団体（以下「加盟団体」という）を持って組織する。

- (1) 地区弓道会及び事業所弓道会（以下「地区弓道会」という）
- (2) 大学弓道部連合体（以下「大学連合体」という）
- (3) 高等学校体育連盟弓道専門部（以下「高体連弓道部」という）
- (4) 中学校体育連盟弓道専門部（以下「中体連弓道部」という）

(加盟及び脱退)

第6条 この会に、地区弓道会が加盟するときは、「加盟申請書（様式1号）」を、また、脱退するときは、「脱退申請書（様式2号）」を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(分担金)

第7条 加盟団体は、毎年一定の分担金を納入しなければならない。

2. 分担金の額は別に定める。

(分担金の返還)

第8条 既納の分担金は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 加盟団体は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) この会の解散
- (3) 除名

(除名)

第10条 加盟団体が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認を経て除名することができる。

- (1) 分担金を2年以上滞納したとき。
- (2) この会の加盟団体として義務に違反したとき。
- (3) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為があったとき。

第3章 役員及び評議員

(役員)

第11条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名（会長、副会長含む）
- (6) 監事 3名

(役員の選任)

第12条 会長及び副会長は、理事会で選出し総会で選任する。

2. 理事は、地区弓道会、大学連合体、高体連弓道部、中体連弓道部各1名、及び会長が推薦する者のうちから総会で選任する。
3. 理事長及び常任理事は、理事会で選任する。
4. 監事は総会で選任する。

(役員の職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事長は、会務を掌理する。
4. 常任理事は、会長の定める業務を分掌するほか、常任理事会を構成し会務を処理する。
5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
6. 監事は、会計及び事務を監査する。

(評議員の選任及び職務)

第14条 評議員は、加盟団体毎に次の基準により選出し、届け出るものとする。

- (1) 地区弓道会、大学連合体、高体連弓道部、中体連弓道部とも2名以内の評議委員とする。
2. 評議員は、総会において、重要事項を審議する。
3. 評議員は、理事及び監事を兼ねることはできない。

(役員及び評議員の任期)

第15条 役員及び評議員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員及び評議員は、再任を妨げない。
3. 役員及び評議員は、任期満了の場合でも、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。
4. 役員及び評議員は、加盟団体を脱会したときは、職を辞したものとみなす。

(名誉会長、顧問及び参与)

第16条 この会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2. 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に答えまたは会議に出席して意見を述べることができる

第3章 会議

(種別)

第17条 この会の会議は、総会、理事会及び常任理事会の3種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする

(構成及び権能)

第18条 総会は、評議員の3分の2以上（委任状を含む）の出席をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他この会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、理事の過半数以上の出席をもって構成し、この会則に別に決めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会から委任された事項
 - (4) 総会の議決または承認を要するもののうち、会長が緊急処理を要すると認めた事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
3. 常任理事会は、会長、副会長、理事長及び常任理事をもって構成し、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 各種業務の円滑な執行
 - (2) 理事会に付議すべき事項
 - (3) 総会または理事会から委任された事項
 - (4) 理事会の議決を要するもののうち、会長が緊急処理を要すると認めた事項
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
4. 第2項第4号及び前項第4号によって議決した事項は、それぞれ次の総会または理事会において承認を得なければならない。

(開催)

第19条 通常総会は、毎年3月から4月の間に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または評議員の3分の1以上若しくは監事から、会議の目的を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の過半数から会議の目的を示して請求があつた時開催する。

(招集、議長及び議決)

第20条 会議は、会長が招集する

2. 総会の議長は、出席評議員の互選による。
3. 理事会及び常任理事会の議長は、会長が当たる。
4. 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 事案の内容によっては、会議による議決にかえて、書面による表決を求めることができる。

(議事録)

第21条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名捺印のうえ、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過及び要領ならびに発言者の発言要旨

第 5 章 会計

(経費の支弁)

第 22 条 この会の経費は、分担金、寄附金、補助金、事業収入、その他の収入をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 23 条 この会の収支予算は、年度のはじめに総会の議決により定め、収支決算は年度の終了後、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 24 条 この会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

第 6 章 補則

(他団体の役員選出等)

第 25 条 この会から、全日本弓道連盟、東北弓道連盟連合会、その他の団体の役員及び委員等を選出する場合は、理事会の承認を経るものとする。

(部会、委員会等)

第 26 条 この会の事業遂行のため必要があるときは、各種の部会または委員会をおくことができる。

(段位及び級位の審査)

第 27 条 この会が行う段位及び級位の審査は、全日本弓道連盟段級審査規定の定めるところによる。

(事務局)

第 28 条 この会の事業を円滑に遂行するため事務局を置く。

2. 庶務を担当する理事は、事務局長を兼ねるものとする。
3. 事務局の運営については、理事会の議決を経て別に定める。

(帳簿等の保存)

第 29 条 この会に、次の帳簿等を備え、保存しなければならない。

- (1) 会則、諸規定
- (2) 議事録、会議資料
- (3) 会員名簿、役員名簿
- (4) 会計簿、財産目録
- (5) 称号受有者履歴書
- (6) 連盟史資料
- (7) その他重要書類

(委任)

第 30 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2. この会則の施行にともない、従前の会則（昭和 46 年 1 月 17 日施行）は廃止する。
3. 平成 6 年 4 月 30 日一部改正（第 19、24 条）
4. 平成 24 年 3 月 31 日一部改正（第 14 条）
5. 令和 7 年 3 月 29 日一部改正（第 19 条）